

## 令和3年度 第1回新潟市社会福祉審議会

日時：令和4年3月25日（金）

午後2時から

会場：新潟市役所 6階 講堂

（事務局）

それでは定刻となりましたので、ただ今より、令和3年度第1回新潟市社会福祉審議会を開催いたします。本日、司会を務めさせていただきます、福祉総務課課長補佐の新井と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、厚く御礼申し上げます。初めに、昨年3月に開催いたしました前回の審議会以降に、新たに委員となった方をご紹介させていただきます。一般財団法人新潟市母子福祉連合会会長の小柳眞砂子委員でございます。小柳委員、一言ご挨拶をお願いいたします。

（小柳委員）

ごめんください。ひとり親家庭の支援活動を行っております新潟市母子福祉連合会の会長、小柳眞砂子と申します。よろしくお願いいたします

（事務局）

ありがとうございました。続きまして、配布資料のご確認をお願いいたします。使用いたします資料は、本日机上配布させていただいておりますものと、先日郵送してご持参をお願いしたものがございます。本日机上配布させていただきました資料からご確認をお願いいたします。

まず「次第」でございます。続きまして「委員名簿」でございます。続きまして本日の「座席表」でございます。次に今回の会議におけます「意見について」ということで、本日の会議終了後、委員の皆さまから何かご意見がいただけるようであれば、後日こちらの用紙、または下のほうに記載しておりますメールアドレス宛に、事務局までご連絡いただければと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして事前に配布させていただいた資料の確認です。資料1としまして、福祉部の「令和4年度 当初予算事業説明書」です。続きまして資料2としまして、こども未来部の「令和4年度 当初予算事業説明書」です。続いて資料3といたしまして、「障がい者福祉専門分科会 開催報告」です。続いて資料4としまして、「児童福祉専門分科会 開催報告」です。以上、資料4種類です。不足等ございましたら、事務局のほうへお声掛けいただけますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

続きまして、会議の公開及び議事録の取り扱いについてご説明させていただきます。本市の指針によりまして、会議は、原則公開とすることとしておりまして、この審議会につきましても、傍聴が可能となっております。また、会議の内容につきましても、後日、議

事録を作成し、ホームページなどで公開させていただきます。会議録作成のため録音させていただきますことをご承知おきください。

なお、本日 30 名の委員の皆さまのうち、現在 23 名の委員の皆さまからご出席をいただいております。新潟市社会福祉審議会条例第 4 条第 3 項に定めた委員の過半数を超えて出席をいただいておりますので、この審議会が成立していることをご報告させていただきます。

本日は丸田委員長がご欠席のため、平澤副委員長を議長として、議事を進めさせていただきます。平澤副委員長、よろしくお願いいいたします。

(平澤副委員長)

皆さま、こんにちは。本日は本当に年度末のお忙しい中、ご苦勞様です。それでは今ほどご案内がありましたとおり、私は新潟市保育会の平澤です。当委員会の副委員長を務めておりますので、本日丸田先生がご欠席ということで、進行役を務めさせていただきます。それでは皆さまからご協力を賜りまして、円滑に進行できますように、お願いいいたします。それでは早速進めさせていただきます。着座にて失礼いたします。

それでは次第に従いまして、議事を進行させていただきます。初めに 2 報告(1)ということで、令和 4 年度の主要事業について、福祉部からです。内容につきましては、これから事務局から説明させていただきます。なお、ご質問につきましては、各課の説明が全て終了してからお受けしたいと思っております。

それでは早速ですが、福祉総務課から説明、よろしくお願いいいたします。

(福祉総務課長)

福祉総務課長の野本と申します。よろしくお願いいいたします。私からは、初めに福祉部全体の予算も含めてご説明させていただきます。その後、各課長から事業等々説明をしていただきますが、失礼ですが、以降着座にて説明させていただきます。

お配りしてあります資料 1 をご覧ください。福祉部の令和 4 年度 当初予算事業説明書となっております。1 ページです。めくっていただきまして、歳入についてご説明させていただきます。福祉部全体の一般会計予算は 1 番上の行、350 億 6104 万円で前年度比 5.1% 増となっております。また介護保険事業請求などの特別会計を含めた合計では、一番下の行、2043 億 5876 万 9000 円と前年度比 2.3% の増となります。

次に 2 ページをご覧ください。歳出です。福祉部全体の一般会計予算額は一番上、751 億 8270 万 4000 円、前年度比 2.7% の増となっております。特別会計を加えた合計では一番下になりますが、2444 億 6231 万 7000 円と前年度比 2% 増となっております。なお、ここには記載されておきませんが、本市全体の一般会計予算は、3922 億円であり、福祉部が占める割合は歳入で 9%、歳出では 19% となっています。

続いて審議会の所管する福祉関連事業について、各所属からご説明させていただきますが、資料には保険年金課の事業も含まれていますが、その部分については省略させていただきます。

それでは私のほうから福祉総務課所管分について説明します。また戻りまして、1ページの歳入、福祉総務課の行をご覧ください。歳入予算 133 億 6582 万 8000 円。前年度と比べまして、0.4%減となります。その内容としましては、増加については令和3年度に補正対応しました「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」に係る補助金の増によるもので、減少については生活保護扶助費に係る負担金の減によるもので、トータルとして減額となっております。

2ページの歳出になりますが、同じく福祉総務課の行、歳出予算 189 億 7844 万 1000 円。前年度と比べまして、0.2%減となっております。その主な要因といたしましては、歳入と同様で増加については令和3年度に補正対応しました「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」に係る経費を、当初予算から計上したことによる増。また減少については、生活保護扶助費の減によるものです。

続きまして、当課所管の主要事業のうち、主なものをご説明いたします。3ページをお開きください。一番上、生活困窮者自立支援事業です。こちらは生活困窮者自立支援法に基づき、仕事や住まいに関することなど、さまざまな課題を抱え、生活に困窮する方を支援するため、パーソナルサポートセンターを中心に、包括的かつ継続的な支援を行います。また記載にあります就労準備支援や、子どもの学習・生活支援、家庭改善支援などについても、関係機関と連携しながら引き続き実施してまいります。なお、パーソナルサポートセンターでは、コロナ禍において相談件数が増加していることから、来年度は相談員を1名増員し、支援体制の強化をしてまいります。

続きまして、1つ飛びまして、民生委員・児童委員活動費でございます。これは各地区の民生委員・児童委員協議会及び 1,375 人の民生委員・児童委員と民生委員協力員の活動を支援するものです。令和4年度には3年に1回の民生委員一斉改選を実施いたします。

続きまして4ページをご覧ください。2番目の成年後見事業への支援についてです。中核機関の一部と位置づけられております成年後見支援センターを運営し、成年後見制度に関する相談に対応するとともに、制度の普及啓発や市民後見人の養成と活動支援を行うほか、法人後見を受任する社会福祉協議会の経費の一部を補助するものです。

続いて生活保護扶助費等です。生活保護受給世帯数については、現状では新型コロナウイルス感染症の影響による大幅な増加は見られませんが、令和4年1月までの一月当たりの受給世帯数は9,305世帯となっており、前年度と比較して39世帯の増加で、微増となっております。世帯の累計で見ますと、高齢化の進行もあり、高齢者世帯の割合が依然として全体の半数近くと高い割合を占めております。

なお、令和4年度は生活保護受給世帯を月平均で9,340世帯、受給者1万1784人と見込んだ予算となっております。今後とも生活に困窮している方の最低限度の生活を保障するとともに、自立の支援に取り組んでまいりたいと考えています。

以上が福祉総務課の予算概要でございます。よろしくお願いたします。

(平澤福委員長)

ご説明ありがとうございました。それでは続きまして障がい福祉課から説明をお願いします。

(障がい福祉課長)

障がい福祉課の大島と申します。よろしくお願いたします。それでは、障がい福祉課の説明をさせていただきます。着座させていただきます。

資料1の1ページをご覧ください。障がい福祉課所管の歳入予算総額は、143億5811万1000円で、前年度比で約2億3000万円増、率にして1.6%の増となっております。増額の主な理由といたしましては、介護給付費等の増に伴う国・県の負担金が増加していることによるものでございます。

次に、2ページをご覧ください。当課所管の歳出の予算総額は、234億1977万4000円で、前年度比で約6億1000万円増、率にして2.7%の増となっております。これは、今ほど歳入で説明いたしましたとおり、主に介護給付等事業の増によるものでございます。

続きまして、資料の5ページをご覧ください。主な事業について、説明いたします。初めに「介護給付等関連事業」ですが、ヘルパー派遣、短期入所、移動支援、グループホーム、入所及び通所施設利用などにかかるもので、特にグループホームをはじめとした障がい福祉サービス給付費のほか、障がい児通所支援給付費の伸びが大きくなっています。

次の「強度行動障がい者（児）支援職員育成事業」では、本市独自の事業所訪問支援を行いまして、事業所全体の支援力及び質の向上を図り、強度行動障がい者（児）に対して適切に支援できる事業所職員を育成してまいります。

次のグループホーム運営費補助金では、障がい者の地域移行の受け皿となるグループホームの運営費の一部を補助することにより、障がい者の地域移行促進を図ります。なお、令和4年度から強度行動障がい者を受け入れる施設に対して、補助が手厚くなるように補助内容を見直したところです。

次の「日常生活用具給付事業」では、障がい者・児が日常生活を容易に過ごすために必要な用具を給付するとともに、今後も、社会的、経済的な変化を踏まえ、適宜給付品目の見直しを行ってまいります。令和4年度からは人工内耳を装用する障害児を対象に、人工内耳用電池を給付品目として新たに追加いたしました。

次の障がい者就業支援センター事業では、令和元年度から障がい者就業支援センター「こあサポート」の就業支援員を1名増員しております。引き続き、雇用率の低い中小企業への企業訪問や、増加する登録者と企業とのマッチングに力を入れ、関係機関と連携をしながら、さらなる障がい者雇用の促進を図ってまいります。障がい福祉課の説明は以上となります。

(平澤副委員長)

ありがとうございました。続きまして、高齢者支援課から説明をお願いいたします。

(高齢者支援課長)

高齢者支援課の本間でございます。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

まず、資料1の1ページをご覧ください。当課所管の一般会計の歳入は、20億4764万5000円で、前年度と比較して311.2%となっております。増額の主な要因は、特別養護老人ホームや養護老人ホーム整備事業に係る記載分の増などによるものです。下段をご覧ください。ただきまして、当課所管の介護保険事業会計歳入は4億4949万円。前年度と比較して、87.3%となっております。減の主な要因は、保険者機能強化のための国補助金の減や、高齢者への検査助成事業が終了したことによる国補助金などの減によるものです。

次に、2ページをご覧ください。当課所管の一般会計の歳出は、33億9057万9000円で、前年度と比較して、147.2%となっております。増額の主な要因は、先ほど歳入でご説明したとおり、特別養護老人ホームや養護老人ホーム整備事業などの増によるものです。

その下にまいりまして、当課所管の介護保険事業会計の歳出です。3億5331万5000円で、前年度と比較して、94.9%となっております。減額の主な要因は、高齢者への検査助成事業が終了したことによるものです。

それでは主な事業についてご説明いたします。9ページをご覧ください。地域における相談・支援体制の充実です。高齢者虐待防止事業として、相談員の配置や要介護施設などの管理者向け研修会などを行います。

次に10ページです。介護サービスの基盤の充実について、地域包括ケアシステムを進化、推進していくため、新潟市地域包括ケア計画に沿って基盤整理を進めてまいります。小規模特別養護老人ホームやグループホームなど、整備を予定しております。

次に介護保険事業会計についてです。11ページをご覧ください。一番上の介護保険制度の円滑な運営です。介護人材確保事業は介護人材の確保・定着に向けて、介護の魅力発信として、介護職員による学校訪問を行うほか、介護職員の定着促進としては、研修・セミナーの開催や、市内に介護サービス事業所を有する法人が行う研修に対し、費用の一部を助成してまいります。

次にお隣、12ページ。自立した生活への支援についてです。「成年後見制度利用支援事業」は、認知症高齢者や助成を受けなければ制度の利用が困難と認められる方を対象に、申立にかかる費用や後見人への報酬を助成いたします。近年利用者が増加しており、引き続き高齢者の権利擁護と高齢者の公的地位の安定に取り組んでまいります。説明は以上です。

(平澤副委員長)

ありがとうございました。それでは続きまして、地域包括ケア推進課から説明をお願いいたします。

(地域包括ケア推進課長)

はい。地域包括ケア推進課の高橋と申します。当課所管の令和4年度当初予算についてご説明をいたします。着座にて失礼いたします。資料1の1ページをご覧ください。当課

所管の一般会計の歳入予算額は776万5000円で前年度比10.6%の増、表の下のほうに行っていただきまして、介護保険事業会計の歳入予算額は28億6934万6000円で、前年度比3.0%の増となっています。

一般会計で規模はそう大きく変わらないんですが、前年度比で10%ほど増加しておりますけども、こちらにつきましては認知症介護者向けの研修の受講者人数の増加に伴いまして、受講料収入が増となっています。

次、2ページ、歳出についてです。一般会計の歳出予算額は6億4035万円で、前年度比1.0%の増。下の方へ行きまして、介護保険事業会計の歳出予算額は37億1569万1000円で、前年度比3.1%の増となっています。介護保険事業会計の増加につきましては、介護予防、生活支援のサービス料が増加することによるものです。

次に資料14ページをご覧ください。主な事業についてご説明いたします。介護保険事業会計になりますが、引き続き、介護予防、生活支援のための訪問型サービス及び通所サービスを提供するほか、4つ目の事業ですが、フレイル予防事業につきましては、令和4年度から南区、西蒲区にも実施区域を拡大して取り込みを行い、健康寿命の延伸につなげてまいります。

15ページをお開きください。2つ目に記載してございますが、日常生活圏域ごとに設置している高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの運営を行うとともに、生活支援体制整備事業によりまして、地域における一体的な支援サービスの提供体制を整備してまいります。

次に右側16ページでございます。認知症施策についてです。一番上の「認知症初期集中支援推進事業」ですけれども、認知症発症期のできるだけ早い段階において、本人、家族に必要な支援を行うため、引き続き同事業を実施するほか、認知症の方が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくことができるように、専門的知識を有する認知症地域支援コーディネーターを引き続き設置いたしまして、地域による見守り体制を構築してまいります。説明は以上でございます。

(平澤副委員長)

ありがとうございました。それでは介護保険課からお願いいたします。

(介護保険課長)

介護保険課、辻村と申します。よろしくお願いたします。着座にて説明させていただきます。資料1、1ページをご覧ください。歳入です。一般会計のうち、当課所管分につきましては、7億6364万8000円。対前年比8.7%の減となっております。減の主な理由につきましては、入所系の介護施設職員に対するPCR検査補助事業の終了によるものです。

続きまして介護保険事業会計のうち当課所管分、826億8908万9000円。対前年比2.3%の増となっております。こちら増の主な理由としましては、介護給付費の増に伴い、国や県の負担金等が増えることによるものです。

続きまして2ページ、歳出をご覧ください。一般会計のうち当課所管分につきましては、

125 億 6988 万円となり、対前年比 1.8%の増となっております。続いて介護保険事業会計当課所管分、819 億 2080 万 3000 円。対前年比 2.3%の増となっております。こちらいずれも増の主な理由としましては、介護給付費の増によるものとなっております。

続きまして 17 ページをご覧ください。一般会計、介護保険サービス利用料助成事業。こちらは低所得で、特に生計が困難である方が、社会福祉法人及び民間事業者が提供する特別養護老人ホーム、通所介護、訪問介護等の介護サービスを利用される場合に、経済的な理由から介護保険サービスの利用を控えることのないよう、利用者負担を軽減することを目的として行うものです。

続きまして隣、18 ページをご覧ください。介護保険事業会計、一番上介護保険給付費。こちらは介護保険制度における介護サービス費の給付になっております。その下、要介護認定関係研修事業。こちらは適切な要介護認定が行われるよう、介護認定に関わる方に必要な知識と技術の習得、向上を図るために行っております。その下、介護サービスの質の向上のため、以下に記載のような事業を併せて行っております。以上でございます。

(平澤副委員長)

ありがとうございました。それでは 1 番の福祉部関連については終了させていただきます。2 番のこども未来部に移らせていただきます。それでは令和 4 年度の主要事業について、こども未来部でございます。まずこども政策課からご説明お願いいたします。

(こども政策課長)

こども政策課、日根です。よろしくお願いいいたします。座って失礼いたします。恐れ入りますが、資料の 2 になります。資料の 2 の 1 ページをご覧ください。

初めに当初予算の総括表についてです。こども未来部の歳入予算は約 310 億 3400 万円で 3.2%の増。下段になりますが、歳出予算は約 516 億 3600 万円で、0.6%の増となっております。

続きまして、こども政策課分の予算です。まず一般会計の下、こども政策課の分になります。予算総額は約 20 億 1600 万円。前年度との比較では、約 3 億 2100 万円。18.9%の増となっております。次に下の表に歳出の一般会計、その下、こども政策課分です。予算総額は約 30 億 3,600 万円。前年度との比較では、約 4 億円、15.2%の増となっております。歳入及び歳出の主な増減理由といたしましては、ひまわりクラブの施設整備費や、民設放課後児童クラブ補助金などの増額によるものです。

次に主な事業を中心に説明をいたします。2 ページをご覧ください。初めに 2 段目になりますが、すこやか未来アクションプランの推進。1 つ目「出会い・結婚サポート事業」についてです。令和 3 年 10 月から、新たに結婚を希望するカップルや新婚世帯を支援するため、協賛店で様々なサービスを受けることができる、「新潟市結婚応援結パスポート」の発行を始めましたが、新年度は事業者に向けた広報を強化し、協賛店を拡大することで、新婚世帯等への支援を充実させ、地域における結婚を応援する機運の更なる醸成を図ります。

続きまして、3ページをご覧ください。こどもに関する相談体制の拡充の2つ目、「新潟市子ども条例推進事業」についてです。こちらについては、子どもの権利や、権利を保障するための大人の責務などを定めた「新潟市子ども条例」が令和3年12月に議員提案により制定され、この4月1日から施行されます。令和4年度は主に3つの取組を予定しております。

1つ目は権利の主体である子どもや市民に対して、条例の内容を幅広く認知していただくため、5月の「児童福祉週間」、11月の「児童虐待防止月間」などを活用しながら、子ども条例の周知を図っていきます。

2つ目は子どもの権利に関する有識者や子ども関連団体、施設の方々から構成される「子どもの権利推進委員会」を設置し、市の取組への助言や、子どもの権利推進の方策などの検討を進めます。

3つ目は、子どもの権利侵害を救済する機関の設置を検討することが、条例上求められていることから、国の動向や子どもの権利推進委員会の意見を伺いながら、子どもの権利救済機関の設置に向け、検討を進めていきます。これらの取組を中心に、本条例の趣旨を実現できるよう進めていきます。

次に3ページ、一番下になります。安心してすごせる子どもの居場所の整備、「放課後児童健全育成事業」は公設・民設の放課後児童クラブの運営や整備に係る経費です。処遇改善による支援員の人材確保ですとか、障がい児の受入に対する支援員の加配など、体制の強化を図ってまいります。

こども政策課の説明は以上となりますが、最後にこども政策課、こども家庭課、保育課の3課で関連のある事業について、説明させていただきます。該当事業が複数ページにわたっているため、まとめて説明いたします。

昨年11月に閣議決定された国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」におきまして、看護・介護・保育・幼児教育等の現場で従事する者の収入の引き上げ等が掲げられたことを踏まえまして、社会的養護の従事者及び保育士や放課後児童クラブの支援員等の処遇改善を行うために、月額9,000円、収入にして3%程度となりますが、処遇改善を行う対象施設等に対して、必要な費用を補助するものになります。

この処遇改善は、今年度2月補正で予算を確保し、既に実施しているところですが、4月以降も引き続き引き上げの水準が維持されるよう、取り組んでまいります。

続きまして、6ページをご覧ください。一番上になります。「妊娠・子育てほっとステーションの体制強化」についてです。妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行っている各区の妊娠・子育てほっとステーションに、4月から新たに「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、子育ての孤立化や育児不安の増加、社会問題化している児童虐待などの予防と早期発見の強化に取り組めます。加えまして、保育コンシェルジュも配置し、子育て世代のニーズに寄り添った相談体制を構築します。また、子育て関連機関のメンバーを加えた各種検討会等を実施することで、妊娠・子育てほっとステーションのさらなる体制強化を

図ります。こども政策課の説明は以上になります。

(平澤副委員長)

ありがとうございました。それでは続きまして、こども家庭課からお願いいたします。

(こども家庭課)

こども家庭課、堀と申します。よろしくお願ひいたします。着座にて説明させていただきます。まず資料2の1ページ。当初予算総括表をお開きください。上の表、歳入になります。2段目、こども家庭課の当初予算の総額は100億8491万3000円。対前年度比で4億2600万円余りの減。率にして95.9%でございます。その下の表、歳出につきまして、当課の歳出予算の総額は166億5389万3000円。対前年度比では8億8300万円余りの減。率にして95%となっております。

これは新しい事業に取り組む一方で、児童数の減少の影響が大きいと思っておりますが、児童手当や子ども医療費助成の扶助費の減、また特定不妊治療が保険診療にこの春から移行いたしますので、それに伴う制度変更などによりまして、全体として減額となったものです。

なお表の一番下の特別会計になります。母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計も当課所管でございます。歳入、歳出ともに、当初予算額は3億6183万9000円。対前年度比で98.7%となっております。

それでは主な事業について説明いたします。資料の5ページをお開きください。最初の項目でございます。安心して妊娠・出産できる環境の整備では、引き続き、妊婦さん、乳児さんの健康診査費用などに対する助成を行うとともに、心身の不調や育児に不安のある産婦さんをサポートする産後ケア事業など、妊娠・出産・子育てにお一人で悩むことのないよう、支援に取り組んでまいります。

また次の6ページの上段、妊娠・子育てほっとステーションの体制強化として、先ほどこども政策課からも説明がありましたが、当課に係る分としては、産科医療機関や子育て支援団体との連携会議などを区ごとに開催をし、相談支援の質の向上を図っていくほか、今後の乳幼児健診のあり方について、医師会の先生など、現場を担う方々とともに検討を行っていくものです。

次の7ページに移っていただきまして、子育て家庭への支援といたしまして、今年度令和3年度から通院の対象を中学3年生から高校3年生までに拡充をいたしました子ども医療費の助成など、引き続き子育て世帯の経済的な負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに努めてまいります。

次のひとり親家庭への支援では、児童扶養手当の給付や母子家庭の就労対策などを実施するほか、8ページの2つ目のポチになります。新年度からは新たに公正証書などの作成費用や民間会社と保証契約を締結した際の初回保証料について補助を行う養育費履行確保事業に取り組むなど、引き続き、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図ってまいります。こども家庭課の説明は以上です。

(平澤副委員長)

ありがとうございました。それでは続きまして、児童相談所から説明をお願いいたします。

(こども政策課)

児童相談所の所長の小林が所用により出席できませんので、こども政策課の日根から説明をさせていただきます。初めに新年度の組織体制についてご説明をいたします。児童相談所の職員体制は、現在総勢 85 名の体制で運営をしております。新年度は国の強化プランに沿って、児童福祉士 7 名、児童心理士 2 名の増員を予定するとともに、新たに区役所支援担当の児童福祉士を配置し、児童相談所と各区の連携体制をさらに強化し、家庭への支援の充実に努めます。

それでは資料に基づいて進めます。資料の 1 ページをお開きください。当初予算総括表になります。1 歳入の一般会計 3 段目になります。児童相談所所管の歳入予算は、総額 7 億 7628 万円。前年度比約 5 億 1156 万円と前年度比 193.3%です。増額理由としては、児童相談所庁舎整備改修事業に対する国庫補助金収入の増額等によるものになります。

次に下段、歳出の一般会計、3 段目になります。15 億 9556 万円。前年度比 5 億 5115 万円増額。前年比 152.8%になります。主な増額理由ですが、施設等の入所児童の施設措置費の増及び児童相談所庁舎改修、児童福祉士などの増員に伴う人件費の増加によるものです。

次に主な事業を説明いたします。資料 2 の 9 ページをご覧ください。子どもに関する相談体制の拡充の 1 つ目、児童相談所による相談支援事業が、主に里親家庭や施設で生活する約 150 名を見込む措置費と児童相談所の管理運営費です。全国的に児童虐待が増加する中、昨年 12 月末で、当所が対応した件数は約 1050 件で昨年同期の 17.4%の増加となっています。

また子どもの安全確保を図るため、一時保護を実施しており、昨年度 1 年間で 370 人。今年度もさらに上回る状況にありまして、対象を見据えた支援の充実に図るための家庭の再統合強化ですとか、一時保護所における養育環境の整備などを進めます。

次に 1 段下の児童相談所、特別支援事業についてです。国は施設入所から里親などの家庭養育優先を支援しており、本市は里親委託率が高い状況ですが、里親委託の推進には、さまざまな条件に適した里親の人材が必要なことから、引き続き広報活動や講演会、制度説明会を開催し、里親登録に努めるとともに、里親へのアンケートを引き続き実施し、里親が抱える苦労や悩みに寄り添い、里親のニーズに沿った研修会を行うなど、里親養育支援の向上に努めます。

次に一番下の二重丸になりますが、児童福祉施設の整備につきましては、本年度より着手しております児童相談所施設の増築及び改修を行う経費です。増築する一時保護所は、現在の定員 23 名から 36 名で、個室化を図るとともに、来所相談室の増設、職員の増加に伴う執務室の拡張を図り、一時保護所は来年 2 月、相談室、執務室等既存棟改修は令和 5 年の 6 月供用開始を目指します。児童相談所の説明は以上になります。

(平澤副委員長)

ありがとうございました。それでは続きまして保育課から説明をお願いいたします。

(保育課長)

保育課の浅間でございます。どうぞよろしく願いいたします。それでは着座にて説明させていただきます。恐れ入りますが資料1ページにお戻りください。歳入予算の一般会計4段目が当課分で、歳入予算の総額は177億9565万5000円で、前年度との比較では約5億円、3.2%の増となります。次に下の表当課分の歳出予算の総額は、299億8875万4000円で、前年度との比較では約2億円、0.8%の増となっています。歳入及び歳出の主な増額理由といたしましては、保育士等の処遇改善に係る経費を含む私立保育園等の運営費などの増額によるものなどです。

続きまして主な事業をご説明します。10ページをお開きください。初めに児童福祉諸経費の2つ目の事業、「子育て支援研修実施事業」は新規事業となります。本研修は、子ども子育て支援新制度における支援の担い手となる人材を確保し、保育の質の向上を図るために、子育て支援に従事することを希望する者を対象に、全国共通の研修内容のもと、必要な知識や技術を習得していただくものです。

例年県が本市を含む県内市町村の受講希望者向けに、この子育て支援員研修を実施しておりますが、定員枠に限りがあることから、受講ができない希望者も出ている状況がありました。一方で保育士が不足している現状では、保育士資格を持たない方が、保育や子育て支援の担い手としても活躍をされており、担い手の確保と保育の質の担保との両立が課題となっております。受講枠を拡大することで、保育の担い手を確保しながら、本市の保育の質の向上をさせていくことが本事業の目的です。

次に多様な保育サービスの提供の3つ目の事業、「病児・病後児保育事業」は、病気や病後回復期にあるお子さんを医療機関や保育施設に併設された施設でお預かりする事業で、令和4年度も今年度から開始いたしました送迎サービスを継続するとともに、基本部分を底上げした委託料体系を継続し、利用者の増減で運営収支に支障が出ないように支援してまいります。

次に11ページをご覧ください。1つ目の「保育士宿舍借り上げ支援事業」は保育人材確保と定住人口増加を目的に、民間保育事業者が行う保育士宿舍の借り上げ経費に対しまして、3万9000円を上限に助成を行う事業です。

次にその下、「保育士修学資金貸付等事業負担金」は、こちらも保育人材確保を目的とした事業で、県と連携し、保育士養成校の学生などに対しまして、就学資金等を貸し付けるもので、学費として月5万円、入学準備及び就職準備の一時金として、各20万円を上限に貸し付けを行い、その学生が卒業後、県内保育施設で5年間勤務すると、返還が免除されるという事業です。実施主体は新潟県社会福祉協議会で、本市が県に応分の負担金を支出するという枠組みです。

最後に「感染拡大防止支援事業」です。現在も第6波と言われます新型コロナウイルス

感染症の小児の感染者数が高止まっている状況ではございますが、新年度も引き続きまして、保育所等における感染防止用品の購入や、休日や勤務時間外に行う消毒作業の person 費などをはじめ、感染防止に係る経費に関しまして補助を行い、施設の運営を支援してまいります。保育課の説明は以上でございます。

(平澤副委員長)

ご説明ありがとうございました。それでは福祉部、こども未来部からご説明を受けたわけですので、ただいまからご質問、ご意見をお受けしたいと思います。それでは議事録を作成する関係がございますので、発言をなさる際には、お名前を名乗っていただいてから、お願いしたいと思います。それでは委員の皆さんからご質問、ご意見等、よろしく願います。

(美の委員)

2点ほどお伺いさせてください。今こども未来部の資料の6ページ目で、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」というものがございます。いろいろな方とお話を我々させていただく中で、児童・民生委員の中で、しっかりとした機会に児童委員が地元にありますよということでお母さんの所に顔を出したら、より良い効果も出るかもしれないというアイデアをお持ちの方がいたのですが、実際にはなかなか実務もいっぱいあることがあって、できること、できないことはあるかと思うのですが、今回ちょうど児童委員の会長さまに、また部会の部長さまもいらっしゃいますので、その辺のところについて、効果というか、そのことによって母親が孤立化しないという大きな効果が見込めるような気がするのですが、現状等について、もしご意見をいただけたら頂戴したいと思うのですが、お願いできますでしょうか。

(平澤副委員長)

それではご答弁お願いできますか。

(市嶋委員)

こんにちは赤ちゃん訪問事業については、私も正直はっきりしたところ分からない部分がありまして、この事業を中央区でしょうか。実施されているのではないですかね。違いますか。

(こども家庭課長)

この訪問事業は8区全区で全市として取り組んでいます。

(市嶋委員)

そうですか。実は私は秋葉区なのですが、昨年11月から秋葉区の独自の事業で、こんにちは赤ちゃんではないんですけども、妊娠9カ月目の妊婦さんと、それから生後5カ月の、生まれてから5カ月目の赤ちゃん、同じ方に2回訪問して、お母さんの様子とお母さんの様子を見させていただくという、自分の地域の方ということを始めました。

それはお聞きしますところによって、区によって内容がそれぞれ違っているということなので、私の知っている秋葉区の場合はそういうことを始めたので、直接触れ合うことは

できるということなのですが、ただ例えば主任児童委員でも男性とかもいらっしゃるわけで、妊婦さんの所に男性の民生委員さんがお伺いするということで、少し難しい部分もやはりあるかと思うので、地域の民生委員がそのように直接訪問して顔をつなげるということは、大事なことではあるんですけどもやっぱり現実難しい部分はあるのだろうなと感じます。

(美の委員)

その部分で確認したいのですが、秋葉区ではいい形でまずはスタートしているという話ですね。他の区がどうなのかを逆に課のほうに確認したいのですが、情報はありますでしょうか。

(こども家庭課長)

具体的につかんでいる情報はございません。秋葉区の取組はまた別の機会でお聞かせいただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

(平澤副委員長)

続いて、どうぞお願いたします。

(湯田委員)

民生・児童委員の湯田と申します。私は江南区です。江南区も何年か前からこんにちは赤ちゃん訪問のときに保健師さんが訪問されるときに、主任児童委員とか民生委員の方が後ろのほうからちょっと一緒に行って、顔つなぎができないでしょうかというのは、何年か前からお話は区のほうには出しているのですが、なかなか進展しないというのが現状です。やはり個人情報もあるのでということで、できない部分があるということで、ぜひこの機会にまたつなげられるような方向性を何らかの形で持っていただけるといいのではないかなと思います。

(こども家庭課長)

ではせっかくのアイデアでございますので、各区、それから助産師会の皆さまともちょっと話題にしてみても、実現できるかどうかを含めてになりますが、ちょっと話題にはしてみたいと思います。ありがとうございます。

(平澤副委員長)

関連でございますか。じゃあどうぞよろしくお願いたします。

(石橋委員)

関連というか。先の民生委員の審議会の中で、こういう状況の中で、高齢者のひとり世帯とかいろいろありますよね。その辺り民生委員さんがどのように実際に直接会って、お話をするという話を聞く中で、コロナ禍で注意しながら見守っていますという回答を得られたんですね。これは児童だけじゃなくて、他の分野にも通じることなので、また民生・児童委員とか行政とタイアップして、効率的に支援する形はできるのかなと思って、お話を聞いておりました。

(湯田委員)

ちょっとそれに関してよろしいですか。

(石橋委員)

ボランティア連絡会の石橋です。

(湯田委員)

今お話があった高齢者の訪問に関しては、一応気にかかるお宅の所に、各地区民生委員さんが月に1回とかお声掛けをする事業というか、各民生委員さんの役割になっております。そのほかに社会福祉協議会さんのほうでやっている友愛訪問という、呼び名は各地区で違う所もあるかもしれないのですが、どうしても声を掛けなければならないというお宅の所に定期的にお邪魔をするという訪問事業もやっておりますので、高齢者、それから障がい者の方に関しては、地域の方々には手厚いという言い方はあれですが、お声掛け、安否確認等はさせていただいております。

それと同様にはではないのですが、やっぱり乳幼児さん、それから児童の関係のところ、この児童委員さん、主任児童委員、児童委員さんが活動をしやすい環境を一緒に考えていただけるといいのかなと思っております。

(平澤副委員長)

ありがとうございました。それでは美の先生から。

(美の委員)

よろしいでしょうか。ありがとうございました。非常に勉強になりました。ありがとうございます。2点目です。同じようにこども未来部の3ページのほうになります。「新潟市子ども条例推進事業」ということで、先ほど課長のほうからご紹介いただきましたが、この席で審議に参加させていただいておりますが、まずは子どもの虐待防止をしっかりとしていかなければいけないという部分。そしてもう一つが子どもも社会の中の一員であるということをしっかり感じ取っていただくような形で条例の構成をさせていただいております。その中で具体的に虐待から守るという部分が、どちらかと言うと強いのかなというイメージは持っているのですが、子どもの権利の推進委員会というのを設置するということまでは、我々のほうとして決めさせていただいた内容ですが、じゃあその委員の構成とかをどうするかという形で、まさにこれから課題になるかと思えます。

一方社会福祉審議会は新潟市における社会福祉の最上位の検討部会ですので、子ども子育て会議が児童福祉専門分科会さまと近い関係にあるように、今回のこの子どもの権利推進委員会においても、社会福祉審議会は特に分科会のほうになるかと思うのですが、何らかの形で連携が取れるような状況を構築すべきではないのかなあと思うわけですが、この辺の所を具体的に委員会の役割と、今後人選等が進むと思うんですが、具体的にどんなことを考えているかをお伺いしたいと思いますが、お願いできますでしょうか。

(平澤副委員長)

それではこども政策課長さん、お願いいたします。

(こども政策課長)

ご意見ありがとうございます。子ども条例の推進委員会の制定ですが、来年度2回会議を開くという予定にしております、それまでに整えていく予定です。委員の先生には市の附属機関になります「子ども・子育て会議」とも連携しながら、選定する予定ではありますが、社会福祉審議会の児童養護部会の方でも検討する必要があると考えておりますので、そちらとも連携するような形で進めていきたいと思っております。

主に推進委員会での役割というのは、子どもの権利というものがある、子どもたちが守られているということを伝えることと、また大人の責務というものもあって、大人が子どもたちを守る必要があるという責務、そのようなものを市民の方たちにお伝えする、それが子ども条例の推進委員会の役割になりますので、それを多くの市民に周知していく必要があると思っております。

(美の委員)

ありがとうございました。

(こども政策課長)

具体的にまだ決まっておきませんので、これから意見を反映させながら進めて参ります。

(平澤副委員長)

美の先生、よろしいですか。

(美の委員)

はい。

(平澤副委員長)

私も子ども関連の仕事ですが、施行が4月1日ですのでこれからですけれども、最後おっしゃいましたとおり、くれぐれも市民の周知徹底をよろしくお願い申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

それではほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。

(斎藤委員)

幼稚園協会の斎藤と申します。よろしくお願いいたします。まず6ページ目なのですが、一番てっぺんになります、妊娠・子育てほっとステーションの体制強化、拡充の部分の事業の概要の拡充のほうでも、各区に「保育コンシェルジュ」を配置するという事業がございますが、こちらのほうはまずどのような方を配置して、どのようなことを具体的にやられるのかということ、ちょっとお聞きしたいというのがまず第1点で、第2点目ですが、少し飛びまして10ページ目になります、こちらはたぶん新規の事業だと思うのですが子育て支援員研修実施事業ということで新規になります、新しく保育士が所望しているということで、こちらの研修制度をという話だと思うのですが、この人材というのは、我々がいただいている公定価格のいわゆる人件費というふうに勘定できる人員なのか、それともそれは外れているのかというようなことを少しお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(平澤副委員長)

それでは2点ございましたので、まず第1点目につきましては、こども政策課のほうから。

(保育課長)

保育課のほうから回答させていただきます。

(平澤副委員長)

ではお願いいたします。

(保育課長)

まず保育コンシェルジュにつきましては、今現在も区の行政職員のほうで一定程度対応させていただいている業務になるのですが、それぞれの家庭に応じまして、保育園がいいのか、それともこども園がいいのか、いろいろと保育といえますと幼稚園、保育所、保育園、認定こども園、または地域型保育事業所、いろいろそれぞれの特性を持った施設がいっぱいあります。そのようなものを基本的には、私の今のこういう生活スタイルだとどのような所がいいんだろうかというのが一つの例として想定されているところです。今現在行政職員ですので、保育現場等を知らない職員が一生懸命勉強して、答えさせていただいている部分があるのですが、これを今度は保育現場を知っている方、ないしは一定程度的子育て支援の経験を持った方を採用いたしまして、そうした方が区役所の窓口で、今度より専門的な相談に乗れるようなところを、国の補助制度を活用しながら、今回各区に1名ないし2名を配置していこうというものです。

2点目の子育て支援研修を受けた方が公定価格の対象となるのかということにつきましては、基本的にはこの資格を持つことで対象の職員となれるということは、基本的には子育て支援センターなどになっていますので、直接的な園のところは影響が出ないというものです。一方でやはり保育補助の方といろいろと、最終的には資格を持った方が全部お勤めできるような環境下が理想ではありますが、実際には保育補助等の方も含めて、資格を持っていない方にも従事していただいている現状です。

こうした方は確かに受けたからといって給与が上がるわけではないのですが、こうしたところを積極的に受講していただいて、お子さんを見るというスキルを上げていただくことで、安心してお子さんが預けられるという運営の一つにつなげられたらなということで、なかなか希望者も多い研修でしたので、この度市のほうもこれを受けて研修をさせていただくということです。

(平澤副委員長)

2点、浅間課長からお答えいただきました。斎藤先生、よろしいでしょうか。

(斎藤委員)

はい。結構です。

(平澤副委員長)

それでは他の委員の皆さん、いかがでしょうか。それでは渡邊委員、お願いします。

(渡邊委員)

渡邊と申します。高齢者施設で勤務しております。よろしくお願ひいたします。1点だけ、少しご検討願ひたいです。歳入、歳出を見ますと、とてご苦勞いただき、いろいろといつも協利していただき、感謝の気持ちでいっぱいなのですが、少し現場の実情を知っていただきたく、発言させていただきます。

PCR検査の補助は一時非常に助かりました。高齢者施設従事者向け、また医療従事者向けでもあったと思うのですが、疑わしきは検査をさせていただけるというところで、職員が安心して勤務することができ、本当に感謝を申しあげます。ぜひまたPCR検査継続のご検討をお願いしたいと思ひます。

入所施設にコロナの陽性者が出た場合、病院への入院はできませんときっぱりと言われています。施設療養が求められている中、福祉施設ですので、医療従事という点では手薄な状態です。

全国でも福祉施設に陽性者が出た、施設内で療養をやっている中、職員自身がものすごく熱意を持って、利用者さんのために頑張りたいと思っても、職員のご家族さんが行くなると、そんな陽性者がいる所で働くなという声もたくさん上がっていたりして、結果、クラスターが収まってからも仕事に戻れない。クラスターが発生している中、一生懸命頑張った職員、また頑張りたいも行けなかった職員の、その辺の人間関係がおかしくなったりしています。ただでさえ介護人材が不足している中、せつかく就職した方を辞めさせたくないのに辞めざるを得ないなど、そうしたことが全国の施設から情報が入って来ています。

私たちは入所施設にとにかく陽性者を出さないというところで、一般の方から見たら非常に温度差がある対応をしているのが実情です。まん防も終わりましたが、高齢者施設では引き続き県外の往来を職員に自粛するようご協利していただいたり、風邪症状がある場合は、必ず勤務させないというのは、うちの法人だけではなく、他施設でも同じことが起きています。また学校関係、保育園関係で陽性者が出たときに、国のほうでも市のほうでも、4日目、5日目に抗原検査をして、陰性であれば出勤OKと出ていますが、それでも10日間は公共機関を利用してはいけないといわれます。ということは10日間はやばいということですよ。

保育園さんとか学校関係で陽性者が出たときに、職員に休んでいただき、現場は手薄でいっぱいなのですが、陽性者を出すわけにはいかないのに、休んでいただきました。その中で救われたのが、最初は保育園で出ましたといっ休んでいただいたら、2日後には濃厚接触者になりました。休んでもらっていたから非常に良かったのですが。そしてその後またうちの職員も陽性になった。休んでいただいたので、入所施設のほうには響かなかったという現実があります。

そんな中、お国のほうから出された4日目、5日目の抗原検査ですね。抗原検査というのは基本、症状がなければ抗原検査は意味がないと言われていたのです。それが今は抗原検査で陰性だったら出勤していいよと言われていています。この不安感というのは、私たち従事者には非常に大きいのです。

今は10日間は、4日目、5日目に、今の一般市民の方には申し訳ないのですが、無料のPCR検査をまた1カ月間延期させていただきましたので、PCR検査を受け、陰性だった場合は出勤してもらっていますけれども、怖いので、10日間は毎日抗原検査で陰性だったということの証明をしてもらっての出勤という形にしています。そのぐらい、高齢者施設従事者というのは、ご自分の健康も命も張りながら仕事をしていますので、現場の声の代表として言わせていただきました。

PCR検査の継続をぜひよろしくお願いいたします。よろしくお願いいたします。以上です。ありがとうございました。

(平澤副委員長)

渡邊委員さんからコロナに関する現場の本当の事情と伺えますか、訴えていただきました。コロナ検査の継続をということですが、少しお答えみたいなものを聞きたいですね。

(渡邊委員)

本当にこの歳入・歳出を見させていただくと、本当に申し訳なくて。大丈夫です。頭に置いて、もし考えていただけたらありがたいというところで、県のほうにも一応要望として入院をさせないというのはとにかく困るところで要望は出させてもらっているのですが、本当に現場の声を届けたかただけなので、ぜひ現状を知ってもらいたかったというところがありますので、この機会に伝えさせていただきました。でも1%でも可能性があればぜひ。申し訳ありません。ぜひご検討をよろしくお願いいたします。

(平澤副委員長)

それでは本委員会で出されたご意見ということで、受け止めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは他の委員の方、いかがでしょうか。

(石橋委員)

ボランティア連絡会の石橋です。実は私は全国紙を日々チェックしている中で、今日の朝、平成29年に福祉・介護成年後見制度利用促進基本計画が策定されて、本年3月が見直しだということで、昨日の閣議決定で2022年度から5年間の基本計画が策定されましたというニュースがありました。これは今まで後見人に対して不満があっても、交代は難しく使い勝手が悪いということが指摘されていたようなのですが、ニュースによると、利用者の状況やニーズに応じて、専門家や親族らの後見人の交代を柔軟に認め、必要な時間だけ利用できるような見直し方針が盛り込まれているということでした。

先ほど本間課長さんのほうから新潟市は利用があまり少なかったような印象だったのですが、利用は増えているということで、たぶん正式な計画策定が公示されて、自治体にもし降ろされた時点で利用を考えてもいいかなという方が増えていくのではないかと少し期待をしていますので、すごく頑張っておられますので、今後も継続して、相談あるいは支援事業に対しての支援を引き続きお願いしたいというお願いです。

(平澤副委員長)

いかがですか。それでは今のご発言に関して、担当課のほうからよろしく願いいたします。

(高齢者支援課長)

高齢者支援課の本間です。ご意見ありがとうございます。成年後見制度が減っているという話をしましたでしょうか。

(石橋委員)

以前お聞きしたときに、新潟市は増えていないということで、どうすれば増えるだろうかという社会協議会の中での議論があったので、そういうので。

(高齢者支援課長)

実は我々の制度を利用する数は年々増えておりまして、右肩上がりの状況です。

(石橋委員)

国のほうでは認知症だけでも600万人ぐらいいらっしゃるけれども、利用が24万件と少ないという数字が出されていたので、それが少し頭にあって、それで増加がないのでと、数字の確認はちょっと未確認でしたのけれども、ただ今後も増えていくだろうということで、ぜひよろしく願いしますという意味ですので、お願いします。

(高齢者支援課長)

ご意見承りました。

(平澤副委員長)

それではよろしく願いいたします。ほかの委員の方、いかがでしょうか。それでは次の議事も残っていますので、ただいまの件に関してはひとまず終了させていただきます。

それでは進行させていただきます。3番の専門分科会開催報告及び意見についてということで、それではまず障がい福祉専門分科会について、障がい福祉課から説明をよろしく願いいたします。

(障がい福祉課長)

それでは障がい福祉課から報告(3)障がい者福祉専門分科会、障がい福祉施策への提言についてご報告をさせていただきます。資料3をご覧ください。今年度は障がい者福祉専門分科会を1回開催し、コロナ禍における障がい者の社会参加や、障がい者雇用など、障がい福祉施策に関する意見交換をしていただきました。昨年度、当分科会から、今後の障がい福祉施策に関する取組について提言をいただいたところですが、今年度の分科会から、提言内容の一部追加と修正、それとともに新たな項目について、追加の提言をいただきました。

別紙をご覧ください。まず2の障がい者のICT利活用についてです。新潟市障がい者ITサポートセンターの取組の強化等について追加・修正されています。それから次に5の庁内関係課の連携強化についてですが、これは新たな項目として追加されたところです。障がい福祉課としましては、新たに追加されました内容を含め、この5つの提言を真摯に受け止めまして、庁内関係各課と連携を強化しながら、引き続き達成に向けて取り組んで

まいりたいと考えています。報告は以上です。

(平澤副委員長)

ありがとうございました。それではただいま障がい者福祉専門分科会から提言という形でいただきました。これにつきましては、本社会福祉審議会でお受けをして、そして今後の新潟市の施策に反映していただくよう、事務局を通じて各担当課へお伝え願いたいと考えますが、委員の皆さん、それでよろしいでしょうか。

<異議なしの声あり>

(平澤副委員長)

ご提言に関して、特にご意見等がありましたら、あるいはご質問がありましたらお受けいたしますが。

それでは各担当課へお伝えして取り組んでいただくということで進めさせていただきます。

それではただいまの説明に関しまして、全てに関しまして、ご質問、ご意見等ありましたら、お願いしたいと思います。いかがですか。開催報告等を含めていかがでしょうか。

それでは特に挙手が見られませんので、障がい者福祉専門分科会の報告については終了させていただきます。

それでは続きまして、児童福祉専門分科会について、こちらについてはこども政策課から、ご説明をお願いいたします。

(こども政策課長)

児童福祉専門分科会の開催状況について、報告をさせていただきます。資料の4をご覧ください。本年度の児童福祉専門分科会は、1回の開催となっており、今月令和4年度の新設予定の保育園等について、会議開催に代わり、書面での審議を行いました。児童福祉法の規定により、保育園等を開設する場合には、社会福祉審議会、児童福祉専門分科会においてご意見を伺うことになっており、3月の1日から11日の間、書面での審議を委員の皆さまより行っていただいたところです。

令和4年度の新設予定につきましては、保育園1園、小規模保育事業A型の地域型保育事業所3園、合計4園の認可申請がございましたが、本件について、委員の皆さまからのご意見はございませんでした。児童福祉専門分科会につきましては以上になります。

(平澤副委員長)

それでは、ただいま児童福祉専門分科会から開催報告をいただきました。それではただいまの開催報告につきまして、ご質問等ございましたらお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

それでは令和4年度の新設予定の保育園等については、特に委員からご意見なしということでした。皆さま方からも特にご意見、ご質問なしということでもよろしいでしょうか。

それではただいまの開催報告につきましても、終了をさせていただきたいと思います。

大変恐縮ですが、議事はこれで終了したわけですが、誠に恐れ入ります。少しまだ時間

がありますので、私はこの立場であまり申し上げるべきではないかもしれませんが、少し時間がありますので、1つだけ発言させていただきたいと思います。恐れ入ります。

先ほど日根課長さん、あるいは保育、浅間課長さんから処遇改善の話が出たわけですが、私は保育ですが、保育あるいは介護、看護、いろいろと本当に今現場の職員は非常に高い関心を向けております。既に2月から具体的な支給が始まっているわけですが、これは例の昨年岸田内閣がスタートして、処遇改善3%、金額で言えば9,000円という額が先ほどありました。何を申し上げたいかといいますと、当初は私ども保育とか看護、介護、いろいろと対象になったわけですが、いわゆる軽費老人ホームと養護老人ホームについては対象外でした。中央で福祉団体が動いて、軽費、それから養護老人ホームについても対象とするという形になったわけです。所要経費については地方交付税という形で措置をするということになったわけですが、この点に関して具体的にきちんと手当というか措置がなされるものかどうかということ、軽費と養護老人ホームは非常に高い関心を持っていますので、せっかくの福祉審議会ですので、担当課から少しお答えのようなものをいただければ幸いです。いかがでしょうか。恐れ入りますが、よろしく申し上げます。

(高齢者支援課長)

高齢者支援課の本間です。軽費老人ホームと養護老人ホームの今ほどの話の件ですが、内容について承知していますが、財務当局と意見交換をするという状況ですので、明らかになった際には関係者の皆さま方にもお伝えをしていきたいと考えています。

(平澤副委員長)

分かりました。ではどうぞよろしくお願いいたします。それでは用意いたしました議案の審議を全て終了いたしましたので、それでは私の任務遂行を終了させていただきまして、皆さんに感謝を申し上げまして、終了させていただいて、事務局にお返しをしたいと思います。皆さま、どうもご協力ありがとうございました。

(事務局)

平澤副委員長、議事進行ありがとうございました。また委員の皆さまにおかれましては、ご審議いただきましてどうもありがとうございました。それでは最後に福祉部長の佐久間よりご挨拶いたします。

(福祉部長)

新潟市福祉部、佐久間です。福祉部、こども未来部を代表いたしまして、一言ご挨拶申し上げます。本日は年度末の大変お忙しい中、社会福祉審議会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。いただいたご意見を参考に、新年度の事業の推進を努めてまいります。新型コロナウイルスの感染症の対応も3年目を迎えようとしています。先ほど渡辺委員からも現場の切実な現状をお伝えいただきました。本県に対しましてのまん延防止等重点措置は今月6日をもって解除されましたが、まだ新規感染者は高止まりという状態が続いています。保育園や学校でのクラスター、10代の子どもたちの感染が多い状況も続いています。

ますし、先ほどお話がありましたように、高齢者施設での集団感染が確認されるなど、まだまだ楽観できる状況ではないと認識しています。

福祉部では非課税世帯に対します臨時特別給付金とか、またこども未来部におきまして子育て世帯臨時特例給付金を支給させていただくなど、さまざまな困窮に直面している方々への支援を行ってまいりましたが、新年度も引き続き取り組んでまいりたいと考えています。

また令和4年度は、新潟未来ビジョンの最終年度となりますことから、目指す都市像の実現において、取組を着実に進めるとともに、ウィズコロナ、ポストコロナ時代を見据えて、暮らしやすいまち、訪れたいまち、人に選ばれる新潟市となるべく、また本市のまちづくりを大きく前進させていただきたいと思っています。

また新潟市子ども条例の普及啓発や子どもの権利・養護・貧困対策に取り組むなど、住み慣れたまちで安心して皆さまに生活していただけますように、人材確保の面も含めまして、様々な人口減少、超高齢社会に対応した地域醸成社会の実現を目指していきたいと考えています。社会福祉審議会の委員の皆さまにおかれましては、今後もさまざまな立場から、新潟市の福祉を向上させるためのご意見を、さまざまな場面でご意見をいただきたいと思っていますので、引き続きよろしく願いいたします。

最後になりますが、この3月末で異動になります課長を紹介させていただき、一言ご挨拶をさせていただきます。まず福祉部から福祉総務課長の野本が雇用、新潟暮らし推進課へ異動となります。

(福祉総務課長)

福祉総務課の野本です。私はこの課に来て、4年が経ちました。この間、地域福祉の推進ということで、さまざまな事業に取り組ませていただきました。同時に私自身も福祉に関して、いろいろと本当に学ばせていただいたところです。地域福祉の推進というのは、国の掲げる地域共生社会の実現に資するものということと、広く捉えれば、地域づくり、またまちづくりにもつながると認識しています。

私が4月に行くところは、経済部の雇用、新潟暮らし推進課というところですが、ここでは本市へのいわゆる移住促進、また若者の流出抑制といったことに取り組んでまいります。手法が違いますが、今後も地域づくり、まちづくりに少しでも貢献できればと思っています。本当に4年間ありがとうございました。

(福祉部長)

福祉監査課長の山賀が保健所保健管理課へ異動となります。

(福祉監査課長)

福祉監査課の山賀と申します。当課では3年間お世話になりました。今部長からお話がありましたように、4月からは保健所の保健管理課で主に感染症対策を中心に担当させていただくこととなります。本日も現場のご意見ということもお伺いしたいところですが、保健衛生、あと福祉との連携、その中で現場の声を聞きながら取り組んでいきたいと思っ

ています。3年間ありがとうございました。

(福祉部長)

高齢者支援課長の本間が資産税課へ異動となります。

(高齢者支援課長)

高齢者支援課の本間です。私は在課は2年ということで、昨年度は地域包括ケア計画を策定したわけですが、高齢者専門分科会の皆さまを中心に策定に携わっていただきまして、大変ありがとうございました。資産税課ということで、部門は違いますけれども、引き続き福祉のほうに関心を持って業務にあたっていきたいと思います。これからもよろしくお願いたします。

(福祉部長)

介護保険課長の辻村が生涯学習センターへ異動となります。

(介護保険課長)

介護保険課、辻村です。私、1年間課長補佐として、その後2年間課長として、計3年、こちらの課に在籍しました。課長になってからの2年間はコロナ禍ということで、一日一日が本当にあつという間に過ぎていったのですが、振り返るとすごく長かったなど、今感じています。

先ほど渡辺委員からもお話しいただきましたけれども、やはり日々、私どもが関係しているのは介護事業所の方々ですが、それ以外のこちらにいらっしゃる方々の所属されている団体とそれぞれにおかれまして、本当に現場の皆さんが追い詰められた状態で、毎日、毎日ご尽力いただいているところを、私たちも目の当たりに日々してきまして、心から感謝を申し上げます。ちょっともう私たちもできるところは頑張らせていただいているのですが、なかなか皆さんの思うようにはいかないということもあるかと思えますけれども、これからも頑張っていきたいと思いますので、一緒にやらせていただければと思います。

4月からは教育委員会の生涯学習センターという所に移動させていただきます。こちらにいらっしゃる皆さんも引き続き何かで関係のある方もたくさんいらっしゃると思いますが、これからもよろしくお願いたします。ありがとうございました。

(福祉部長)

続いてこども未来部ですが、こども政策課長の日根が広報課へ異動となります。

(こども政策課長)

こども政策課の日根です。3年間ありがとうございました。子どもを取り巻く環境が日々変わって、国の制度ですとか、市の条例ができたり、環境がいろいろと変わる中、本当に3年間やりがいのある仕事だったなど感じます。着任当時は福祉の仕事が初めてだったので、どうなることかと思っていたのですが、仕事をすればするだけ子供の笑顔が待っていると考えると、一生懸命取り組んできました。

今度異動する先は広報課になります。福祉制度が充実した新潟、そして子育て支援がし

っかりしている、子育てがしやすいまち新潟をしっかりとPRしていきたいと思います。委員の皆さまには、いろいろとご意見をいただきましたこと、本当に感謝しております。どうもありがとうございました。

(福祉部長)

異動に際しましてのご挨拶のお時間をいただきまして、ありがとうございました。委員の皆さま方には、引き続き本市の福祉行政にお力添えくださいますよう、お願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。以上をもちまして、新潟市社会福祉審議会を閉会いたします。駐車券につきましては、受付にてお受け取りいただけますよう、よろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

(終了)